第五十七条中「前条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項」に、「次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という」を「以下この条において同じ」に改め、「基づき、」の下に「第五十六条第一項の健康診断（次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。）にあつては」を加え、「作成し、これを」を「、第五十六条の二第一項の健康診断（次条及び第五十九条において「緊急時電離放射線健康診断」という。）にあつては緊急時電離放射線健康診断個人票（様式第一号の三）を作成し、これらを」に改める。

第五十七条の二に次の一項を加える。

2　緊急時電離放射線健康診断（離職する際に行わなければならないものを除く。）の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一　緊急時電離放射線健康診断が行われた後（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した後）速やかに行うこと。

二　聴取した医師の意見を緊急時電離放射線健康診断個人票に記載すること。

第五十七条の三中「第五十六条第一項」の下に「又は第五十六条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第五十六条の二第一項の健康診断（離職する際に行わなければならないものに限る。）を受けた労働者であつた者について準用する。

第五十八条中「を行なつた」を「又は第五十六条の二第一項の健康診断を行つた」に改め、「遅滞なく」の下に「、それぞれ」を、「（様式第一号）」の下に「又は緊急時電離放射線健康診断結果報告書（様式第二号の二）」を加える。

第五十九条中「電離放射線健康診断」の下に「又は緊急時電離放射線健康診断（離職する際に行わなければならないものを除く。）」を加える。

第九章の章名を次のように改める。

第九章　指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等

第五十九条の二の見出し中「指定緊急作業従事者等」を「指定緊急作業等従事者等」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣が指定する緊急作業」を「緊急作業（厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は特例緊急作業」に、「この条」を「この項」に、「指定緊急作業」を「指定緊急作業等」に改め、「労働者（」の下に「次項及び」を加え、「指定緊急作業従事者等」を「指定緊急作業等従事者等」に、「が指定緊急作業」を「が指定緊急作業等」に改め、同項第二号中「（様式第一号の三）」の下に「若しくは緊急時電離放射線健康診断個人票（様式第一号の三）」を加え、同条第二項中「労働者の区分」を「労働者（指定緊急作業等従事者等に限る。）の区分」に、「の線量」の下に「（次条において「線量」という。）」を加え、「定める日」を「定める日まで」に改め、「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同項第一号及び第二号中「指定緊急作業」を「緊急作業」に改める。

第九章中第五十九条の二の次に次の一条を加える。

（緊急作業実施状況報告）

第五十九条の三　事業者（当該放射線業務を行う事業の仕事について元方事業者に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。）は、次の各号に掲げる報告書を作成し、それぞれ当該各号に定める日までに、書面又は電磁的方法に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　緊急作業に従事する労働者（元方事業者にあつては、法第十五条第一項に規定する関係請負人の労働者を含む。以下この号及び次号において同じ。）のうち、当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間につき五十ミリシーベルトを超えるものについて、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書（外部線量）（様式第四号）　当該緊急作業を開始した日から起算して十五日を経過する日及びその日から十日を経過する日ごと（当該労働者が緊急作業に従事する間に限る。）

二　緊急作業に従事する労働者について、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書（実効線量）（様式第五号）　毎月（当該緊急作業に係る事故が発生した月を除く。）末日（当該労働者が緊急作業に従事する間に限る。）

第六十一条の二第二項中「電離放射線健康診断個人票」の下に「又は緊急時電離放射線健康診断個人票」を加える。

様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

様式第１号の３（第57条関係）

緊急時電離放射線健康診断個人票

氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日	雇入年月日	年　月　日
放射線業務の経歴期間（他の事業における業務を含む。）	年　月　日から　年　月　日まで	業務名				①前回の健康診断までの実効線量	通常作業
							緊急作業
②判定と処置						mSv（mSv）	mSv（mSv）
健康診断年月日							
現在の業務名							
健康診断回の受けた緊急作業に係る実効線量	外部被ばくによるもの（mSv）						
	内部被ばくによるもの（mSv）						
	計（mSv）						
血液	眼の水晶体（mSv）						
	皮膚（mSv）						
	白血球数（個／㎣）						
	リンパ球（%）						
	単球（%）						
	異型リンパ球（%）						
	白血球百分率 好中球 桿状核（%）						
	白血球百分率 好中球 分葉核（%）						
	好酸球（%）						
	好塩基球（%）						
	赤血球数（万個／㎣）						